

新生活は



阿賀町で!

住宅を新築すると

最大 **220** 万円

補助いたします!

---

お問い合わせ

---

阿賀町役場 まちづくり観光課 ふるさと定住係

 0254-92-4766

 0254-92-5479

 [hurusato-teiju@town.aga.lg.jp](mailto:hurusato-teiju@town.aga.lg.jp)

# 移住定住奨励金制度のご案内

## 新築住宅建築奨励金

U・Iターン者

新婚世帯

子育て世帯

町内業者と契約した場合 一律70万円+加算金

町外業者と契約した場合 一律30万円+加算金

## 中古住宅取得奨励金

U・Iターン者

新婚世帯

▶ 住宅取得費用の50% (上限50万円+加算金)

子育て世帯

▶ 住宅取得費用の50% (上限20万円+加算金)

## 中古住宅改修奨励金

U・Iターン者

新婚世帯

町内業者と契約した  
▶ 住宅改修費用の50% (上限50万円+加算金)

子育て世帯

町内業者と契約した  
▶ 住宅改修費用の50% (上限20万円+加算金)

## 加算金の内容

U・Iターン者

・ 高校生以下の子供1人につき10万円 (上限50万円)  
・ 親世帯同居20万円

新婚世帯

・ 親世帯同居20万円 (上限20万円)

子育て世帯

・ 高校生以下の子供1人につき10万円 (上限50万円)  
・ 親世帯同居20万円

## 賃貸住宅居住奨励金

U・Iターン者

新婚世帯

### 家賃

(最長24ヶ月まで)

家賃から住居手当を引いた額の1/2  
(上限1万円)

※加算措置: 県外からの転入者5,000円

### 契約時初期費用

(礼金・仲介手数料及び家賃支払い保証料)

契約時にかかる費用の2/3  
(上限12万円)

## 空き家バンク住宅の家財道具処分助成金

U・Iターン者

新婚世帯

子育て世帯

家財道具の処分費用の50% (上限20万円)

## 町外通勤助成金

U・Iターン者

新婚世帯

新卒者

片道30km以上: 7,000円/月

片道40km以上: 10,000円/月

片道60km以上: 15,000円/月

片道80km以上: 20,000円/月 (最長24ヶ月まで)

# 新規就業助成金

U・Iターン者

新卒者

転入や卒業により新たに企業に就職した場合 **一律10万円**

## 👉用語の解説

### U・Iターン者

阿賀町に定住する意思を持って町外から転入し3年以内の方をいいます。ただし、転入した日から過去1年以内に阿賀町に居住していた場合はU・Iターン者と認められません。

### 新婚世帯

阿賀町に定住する意思を持った婚姻後3年以内の家族構成が2人以上の世帯をいいます。

### 子育て世帯

阿賀町に定住する意思を持った高校卒業までの子と同居する世帯をいいます。

### 新卒者

阿賀町に定住する意思を持った大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業してから3年以内の方をいいます。

### 新築住宅

過去に誰も入居したことがなく、建築後1年未満の一戸建て専用住宅をいいます。ただし、仮設用ユニットハウスなどの簡易な仕様・構造の住宅は対象外となります。

### 中古住宅

阿賀町空き家バンク制度等を利用して購入した住宅又は親族等から相続や贈与を受けた居住者のいない一戸建て住宅をいいます。

### 賃貸住宅

一戸建て住宅又は集合住宅で、賃貸借契約に基づき他人に居住用として貸すことを目的としている住宅をいいます。ただし、公営住宅または社宅、寮等の給与住宅、町が所有する賃貸住宅は除きます。

## ❗ 注意事項

- ✓ 阿賀町に住民登録をしている方又は住宅完成後に住民登録することが確実な方が対象です。
- ✓ 企業等に就職し1年以上の雇用期間が見込まれること、または町内で新たに農林水産業や個人事業を営むものである必要があります。
- ✓ 公務員の場合は本制度の対象になりません。（会計年度任用職員を除く）
- ✓ 中古住宅取得奨励金と中古住宅改修奨励金の併用はできません。

奨励金によって要件や申請期間が異なります。事前にご相談ください。

空き家・空き地を売りたい方は

登録無料

## 阿賀町空き家バンクにご登録ください！

空き家バンクとは、空き家・空き地の賃貸や売買を希望する方から受けた情報を空き家・空き地を利用したい方に紹介する制度です。

＜詳細は阿賀町移住定住サイト「阿賀町で暮らそう」をご覧ください＞

阿賀町で暮らそう

検索



<https://www.town.aga.niigata.jp/kurasu/index.html>

## 結婚新生活支援補助金

新婚世帯を対象に引越費用の全額を補助します。

### 対象者

令和6年1月1日から令和7年3月31日の期間に婚姻された夫婦ともに39歳以下の世帯

### 補助金額

夫婦ともに29歳以下の場合 引越費用を100%補助（上限60万円）  
夫婦ともに39歳以下の場合 引越費用を100%補助（上限30万円）

※夫婦の双方または一方が引越先の住宅に住民登録していること等の条件があります。  
※補助金は町の予算の範囲内での支給になります。詳しい内容はお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 阿賀町役場 ふるさと定住係

☎ 0254-92-4766

# 郡内産材「東蒲杉」利用住宅建築奨励事業補助金

阿賀町の林業の活性化を目的とし、「東蒲杉」を利用した木造建築物（住宅・倉庫・車庫等）を建築する方に対して、補助金を交付します。

## 対象者

町内に「東蒲杉」を利用した木造建築物を建築または改築し、「東蒲杉」の購入費が50万円を超える方

## 補助金額

「東蒲杉」の購入費の30%以内の金額

※1棟につき上限50万

※補助金は町の予算の範囲内での支給になります。詳しい内容はお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 阿賀町役場 農林課 林政係

☎ 0254-92-5764

# 克雪住宅整備補助金

阿賀町は雪国での快適な生活を増進していくため、克雪住宅を新築・増築・購入する方に対して、補助金を交付する。

## 克雪住宅とは？

多雪地帯で屋根の雪下ろしの必要がないように工夫された住宅です。

## 対象者

町内に克雪住宅を新築・増改築する方。または克雪住宅を購入する方。

## 克雪住宅の種類と補助金額

| 耐雪式                                                                                             | 融雪式                                                                                                                   | 落雪式                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>2.3m以上の積雪荷重にも安全であることが確認できる住宅</li><li>雪底対策も講じた住宅</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>電熱・温水等により、屋根の上で融雪できる構造または施設（屋根全体面積の2/3以上の施工）を有する住宅</li></ul> ※地下水の開放利用のものは除きます。 | <ul style="list-style-type: none"><li>屋根雪を人力によらず落雪させる屋根構造で、敷地内で落雪した雪を処理できる住宅</li></ul> ※落雪した雪を処理するため、一定の広さの土地が必要です。 |
| 補助金額                                                                                            |                                                                                                                       |                                                                                                                     |
| 上限50万円                                                                                          |                                                                                                                       |                                                                                                                     |
| 一般住宅と耐雪住宅との建築工事費の差額                                                                             | 屋根融雪施設（構造）に要する全体工事費                                                                                                   | 屋根構造に要する全体工事費                                                                                                       |

※補助金は町の予算の範囲内での支給になります。詳しい内容はお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 阿賀町役場 建設課 建設係

☎ 0254-92-5765